

熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 知事は、認可外保育施設児童等健康管理支援事業を円滑に実施し、入所児童及び保育に従事する職員の健康管理の一層の向上を図るため、市町村に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する業務を目的とする施設で、法第35条第4項の認可を受けていない熊本市以外に所在する民間の保育施設（事業所内保育施設（当該事業所の従業員の子どもを対象として、集団的に保育事業を行っている施設をいう。）及びへき地保育所を除く施設。以下「認可外保育施設」をいう。）のうち、別表1に掲げる補助対象施設等の要件すべてに該当する施設が行う児童及び保育に従事する職員の定期的な健康診断の実施に対して、市町村が助成する次の事業とする。

- (1) 児童健康診断経費補助事業
- (2) 職員健康診断経費補助事業

(交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 児童健康診断経費補助事業

要項別表の「補助対象経費」の欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に4分の3を乗じた額と、「補助率又は補助金額」の欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額。

- (2) 職員健康診断経費補助事業

要項別表の「補助対象経費」の欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、「補助率又は補助金額」の欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と市町村が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額。

(補助金の交付申請)

第4 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業補助金所要額調書

別記第1号様式

- (2) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業計画書 別記第1号様式の2
- (3) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業施設調書 別記第1号様式の3
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 要項第3条第1項の交付申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助事業の内容等の変更)

第5 要項第5条第2項の事業変更計画書及びその他必要とする書類は、第4に掲げる書類を準用し、その提出部数は1部とする。

(申請の取下げ)

第6 要項第6条に規定する申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第3号のその他必要とする書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業補助金精算書 別記第2号様式
- (2) 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業実績書 別記第2号様式の2
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 要項第9条第1項の実績報告書の提出期限は交付申請年度の3月末日とし、その提出部数は1部とする。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年2月10日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

この要領は、平成17年8月11日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。